

第4章 計画内容

■基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1

男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

男女の固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、わかりやすい意識啓発や情報提供を行います。

男女に中立的に機能しない慣行について、見直しを働きかけます。

重点目標2

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

家庭、地域、学校などあらゆる場において、人権尊重を基盤とした男女平等に向けた教育の充実を図ります。

女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図ります。

重点目標1

男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

現状と課題

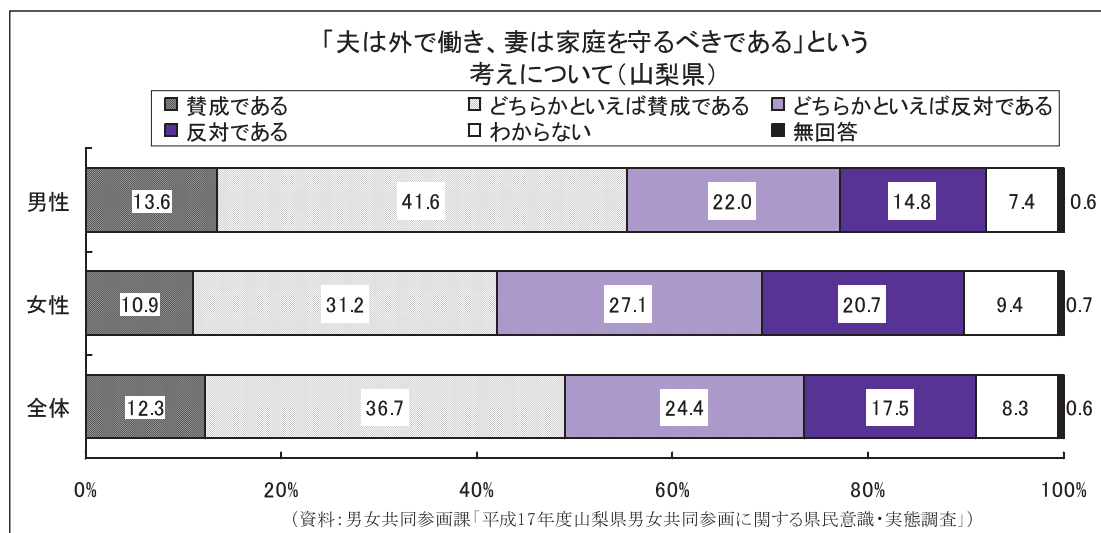
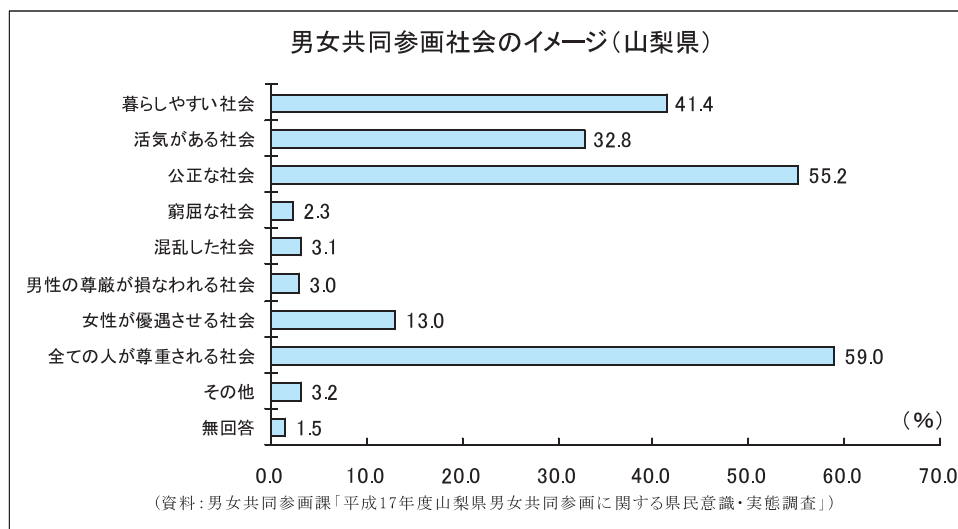
男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、行動していくことが大切です。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査(H17)」(以下、本編において「県民意識・実態調査」という。)によると、県民の男女共同参画社会のイメージは「全ての人が尊重される社会」「公正な社会」「暮らしやすい社会」など肯定的な回答が多数でした。

一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成する人が49.0%(全国45.2%)、反対する人が41.9%(全国48.9%)で、賛成が反対を上回り、また賛成する人の割合は、全国平均に比べ多いという結果でした。

このことから、県民は男女共同参画社会の実現が望ましいとしているものの、具体的な行動には至っていないことがうかがえます。また、社会における様々な慣行の中には、明らかに性別による区分を設けていない場合でも、固定的な性別役割分担意識を反映し、社会における男女の活動の選択に影響を及ぼす慣行が、今なお残っているといえます。

このようなことから、家庭・地域・職場等の身近にある性別による役割分担という固定観念にとらわれた社会慣行や表現を意識し、男女共同参画の視点に立って見直しをしていくことで、男女平等意識を県民一人ひとりが持てるようにしていくことが重要です。



施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

- ①家庭生活、職場や地域での、男女の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会の中に、中立的でない影響を及ぼす慣行がないか見直し、それらをなくしていけるよう研修会や講座等を通して働きかけます。
(男女共同参画課)
- ②条例に定めた「男女共同参画推進月間(6月)」においては、男女共同参画推進事業者等表彰、及び全県的な啓発事業を実施し、県民の意識を高めます。
(男女共同参画課)
- ③県民が、男女共同参画社会の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(※)の定義についての正しい理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえ、また、広報紙、新聞、インターネット等多様な媒体を活用し、わかりやすく意識啓発や情報提供を推進します。
(男女共同参画課)

(2) 男女共同参画にかかる情報収集・提供等

- ①県民の男女共同参画に係る現状や意識等について調査し、その成果を啓発事業等に反映します。
(男女共同参画課)
- ②男女共同参画に係わる施策の実施状況や統計資料等を取りまとめ、年次報告するとともに、インターネット等を活用して情報提供します。
(男女共同参画課)

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

- ①関係機関に対し、メディアにおける男女共同参画の視点に立った自主的な取組を促します。
(男女共同参画課)
- ②青少年の健全な育成を図るため、関係機関、団体等の連携のもと、環境浄化運動や啓発活動を積極的に展開します。
(青少年課)
- ③県の広報、出版物における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう職員への啓発を図るとともに、男女共同参画の視点に立った表現の普及を図ります。
(男女共同参画課)

※ 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

数値目標

◆「男女共同参画社会」という用語の周知度 H23年度末 100%

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合を、賛成する人の割合より5.0ポイント高める
(H17 反対する人の割合が賛成する人の割合より7.1ポイント低い)

重点目標2

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

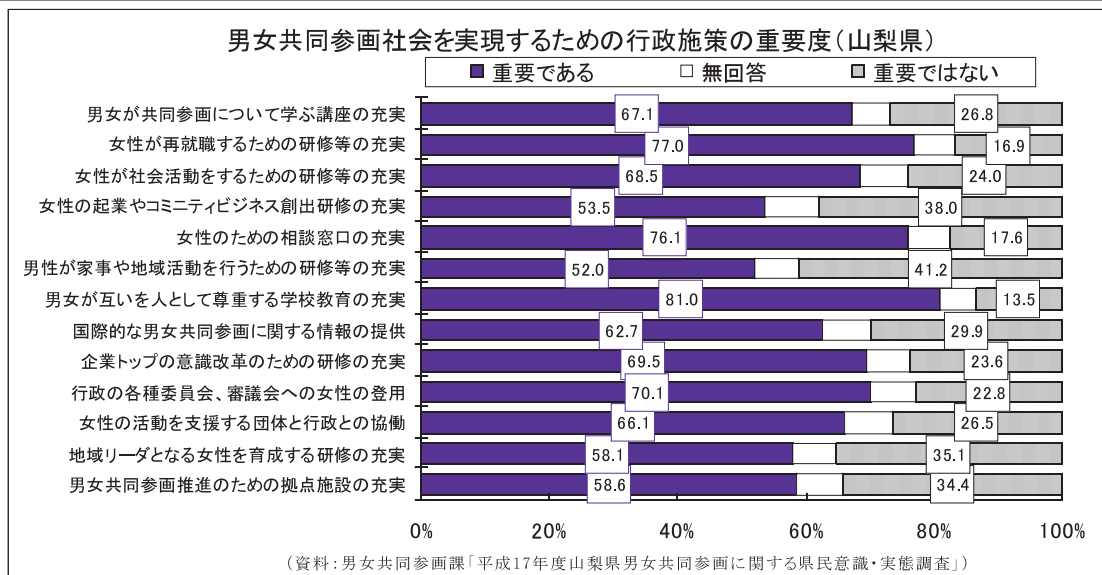
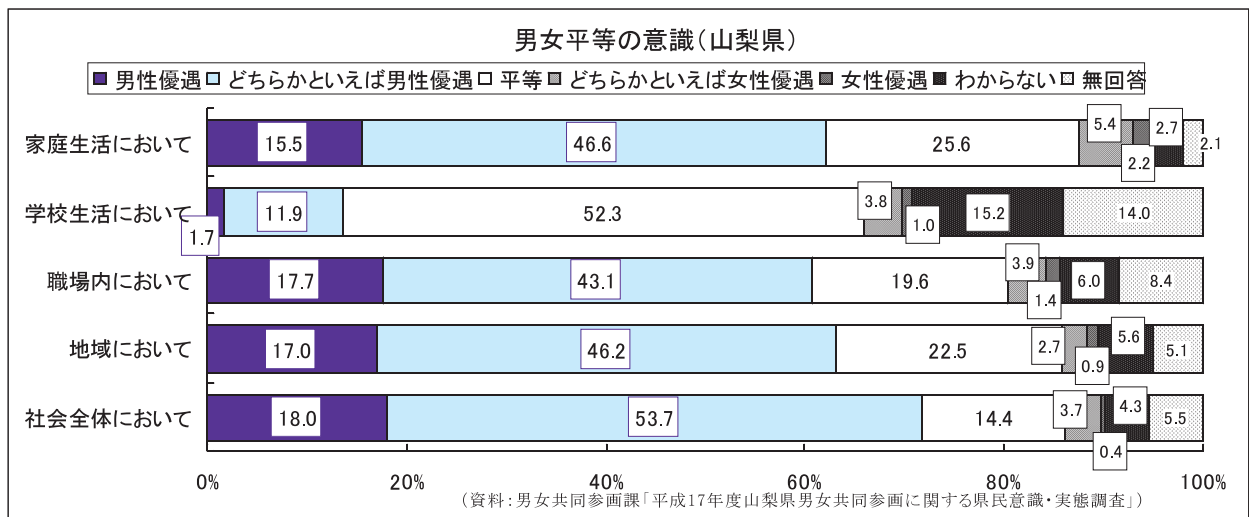
男女共同参画社会を形成するために、学校や家庭、社会それぞれの場での教育や学習の果たす役割は極めて重要です。

県民意識・実態調査によると、学校生活においては男女平等であるとしている人が多いものの、その他の分野では「男性優遇である」と感じている人が多いという結果でした。

男女共同参画について幼少期から正しく理解し自然に行動するためには、発達状況に応じた教育の果たす役割が大きいことから、学校では人権の尊重を基本とする性別にとらわれない男女の平等、相互理解、協力についての教育を進めることが重要です。

また、社会においても、男女共同参画に関する学習機会を充実し、県民一人ひとりの意識の涵養を図っていくことが大切です。その際、これまで男女共同参画についての情報に触れることが少なかった男性や勤労者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていくことが重要です。

また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけることや、いつでも、どこでも、女性がチャレンジしたいときにチャレンジできることが必要です。



施策の方向

(1) 学校教育における男女平等を推進する教育と学習の充実

- ①学校教育全体を通して、各教科科目の学習内容や学校運営が性別による固定的役割分担を前提として行われることがないよう、人権尊重と男女の平等、相互理解・協力についての教育の充実を図ります。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ②インターネット等を含むメディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための教育や啓発を充実します。(高校教育課)
- ③大学や企業との連携により、女性若年層の科学技術への意識の高揚を図ります。(高校教育課)
- ④児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれることなく、職業観・勤労観の醸成を図り、主体的に進路が選択できるように小・中・高校段階から教育と学習を行います。(労政雇用課、義務教育課、高校教育課)

(2) 社会教育等における男女共同参画の推進

- ①社会教育における男女共同参画についての学習機会や内容を充実します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ②子育て中の親などを対象とした子育て支援講座や子育てに対する相談体制を充実し、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。(社会教育課)

(3) 生涯にわたる学習活動の支援

- ①すべての年代の男女が、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習活動を支援します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ②インターネットなど各種のメディアを活用し、広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ③大学等高等教育機関の持つ優れた人的・知的資源や学術研究成果等を活用し、学習機会の充実を図ります。(生涯学習文化課、私学文書課)

(4) 女性のエンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援

- ①女性のエンパワーメントのための教育・学習活動を充実し、女性があらゆる分野で活躍できるよう支援します。(男女共同参画課)
- ②男女共同参画推進センター及び「女性の応援サイト」において、女性のチャレンジに必要な情報の提供、学習機会の提供等、女性の能力発揮に向け支援します。(男女共同参画課)

数値目標

◆男女共同参画推進センター開催講座受講者数

H19年度からH23年度までの5年間 60,500人

(H17年度 11,800人)
